

広 報



■発行/鹿部村■編集/企画管財課■製作/久保内印刷

No. 121号

'78

11・12月号



幼稚園でおゆうぎ会

しかべ幼稚園のおゆうぎ会は、十二月一日幼稚園ゆうぎ室においてひらかれました。

当日は、わが子、わが孫の演技を見ようと朝早くから多数の方がつめかけ、次々に演ぜられる、ゆうぎ、げきに見入り、わが子の成長ぶりに感嘆し、暖い拍手を送っておりました。

写真は、年少組のハワイアンアロハ（上）と年長組の親指姫（下）です。

十二月一日から 道路交通法がかわりました

道路交通法が、七年ぶりに大幅改正され、十二月一日から施行されています。

今回の改正は二、三人に一人が運転免許を持つ、「国民皆免許時代」を迎えて、クルマ社会の新しい秩序づくりをめざすものです。

自転車の通行安全

歩道では車道 寄りを通行

自転車の、歩道での通行が制限されます。これまで二輪の自転車だけは、標識のある歩道を通行できました。

ところで最近、自転車を利用する人がふえ、歩行者との接触事故も増加する一方です。そこで、歩道を通行できるのは、次の条件に合う自転車に限定されました。

大きさは、長さ一・九メートル以下、幅が六十七センチ以下。二人乗り用の座席は「子供用」以外は認められません。この規格内であれば、荷台のついた三輪自転車も通行できます。

とはいっても、歩道での通行は

歩行者信号に 従って通行を

中心から車道寄りを走り、速度は歩行者にぶつかりそうになったら必ず止まれるスピード、つまり、「除行」でなければなりません。

また、歩行者にぶつかりそうなときは、必ず一時停止しなければなりません。

自転車は、「歩行者・自転車専用」という標識がある場合、歩行者用信号の指示に従うことになりました。

現在、信号機は、車と歩行者用の二種類で、これまで自転車は車の信号機に従ってきました。しかし車と一緒に並んで走るのが危険な場所や交差点がふえてきました。

このため、新たに「歩行者・自転車専用」の標識がついた歩行者用信号が設けられることになりました。標識の文字は白地に青い色で書かれています。

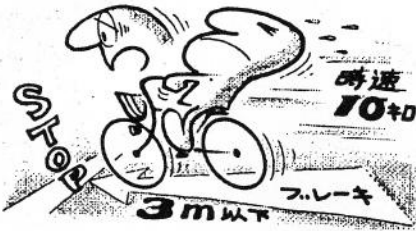
このような信号機のあるところでは、歩行者と自転車は同じ信号機に従うこととなります。

信号無視は懲役三月以下、罰金三万円以下です。

ブレーキの整備不良は 処罰されます

自転車の安全基準が決められました。

これまで自転車には、車の車検のようなものではなく、安全基準は野ばなでした。そこで今回「これだけは、安全運転に必要」とい



う「安全のための最低線」がしかれました。

まず、ブレーキです。ブレーキが不良で、思うように止まれない自転車ほど、危険なものはありません。時速一〇キロの速度で、三メートル以内で停止できるブレーキが基準とされ、ブレーキ不良の自転車に乗っていると、三万円以下の罰金です。

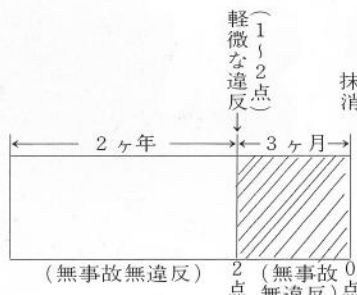
また、夜間は尾灯か反射器材をつけなければいけません。しかも百メートル後方から確認できるものでなければ失格です。色は赤色、またはダイダイ色で後ろから見える場所であれば、大きさをやそれをつける所は、どこでもかまいません。

主な交通違反の点数一覧表
(改正道交法施行令)

違反行為の種類	点 数	
	現 行	改 正
▲酒酔い運転	12	15
▲麻薬等運転	6	15
☆暴走行為	なし	9
無免許運転	8	8
過労運転	6	6
25キロオーバー	6	6
☆無車検、無保険運行	なし	6
☆高速道路のガス欠、貨物転落	なし	2
☆無車庫車	なし	2
☆高速道路の故障車表示義務違反	なし	1
☆高速道路の自動二輪の二人乗り	なし	1
☆長時間駐車(昼12時間夜8時間)	なし	1
☆は新設 ▲は点数引き上げ		

優良ドライバーの 点数抹消

過去二年以内無事故無違反であった者が軽微な違反行為(一点、二点)をした場合で、その後三ヶ月間違反行為をしなければ、その点数は抹消されます。



自動二輪・原付き自転車

ヘルメットの着用が義務づけられました。

自動二輪車、原動機付き自転車の乗用ヘルメットの着用が、義務づけられました。

自動二輪車に乗る時は、運転する者も、荷台に同乗する者も、必ずヘルメットをかぶらなければいけません。いままでは、最高速度四〇キロ未満の道路なら、ヘルメットは不用でしたが、これからはヘルメットなしでは自動二輪車には乗れません。四十キロ以上で走る道路を、ヘルメットなしで運転すると、違反点一点です。

また、高速自動車国道や自動車専用道路では、二人乗りしてはい



けません。罰則は、いずれも三万円以下の罰金です。

原動機付き自転車に乗るときも、ヘルメットをかぶらなければいけません。

原動機付き自転車に乗って買い物に出かけるお母さんたちも、必ずヘルメットをかぶって運転しましょう。

暴走行為の禁止

ジグザグ・横列運転は

懲役六月

暴走族に対する取り締まりが、一段と強化されました。

これまでは、自動二輪車が道路を横いっばいに広がって走っていても、センターラインを超えた場合は検挙できるものの、左側通行車線内では取り締まることができませんでした。

これが、十二月一日からは、二台以上の自動二輪車や車を横に連ねて運転したり、道路いっばいに広がってのジグザグ運転、走っている車を包み込んでのいやがらせなど、共同して交通を妨害したり、他人に迷惑をかける行為をした場合は、全部の車が取り締まりの対象になります。罰則も厳しく懲役六月以下、罰金五万円以下。違反点九点で、無免許運転よりも重い行政処分を受けます。

運転免許制度

うっかり免許失効は

六カ月まで救済

免許証の切り替えを、ついすっかり忘れたの。うっかりサンへの朗報です。

三年目ごとの誕生日前一月間が、運転免許証の切り替え日ですが、うっかりすると忘れてしまいます。

昨年一年間で、運転免許証の切り替えを忘れた人は、全国で三十四万人もいるのです。ただ、誕生日後三カ月間は、適性検査を受けて合格すれば、免許証は交付されます。昨年、この期間に思い出した人が二十七万人。問題は残りの七万人です。三カ月を一日でもすぎると、学科試験、技能検査を受けて一つまり、初めからやり直しということになります。

このようなうっかりサンを救おうと、これまで三カ月だった「救済期間」が六カ月に延長されました。



行政処分

「酒酔い」は

免許取り消し

麻薬や覚せい剤を飲んだの運転と、酒酔い運転は厳罰で、一度の違反で免許は取り消されます。

「麻薬・覚せい剤運転」は、これまで過労運転並みの比較的軽い処分(違反点六點)でした。しかし、大事故につながる危険性が強いうえ、麻薬、覚せい剤の常用による中毒症も防ぐ意味も含めての厳罰(十五點)です。

酒酔い運転は従来、十二点でしたが、この改正で十五点に引き上げられました。麻薬・覚せい剤運転と並んでの「最高点」です。

無車検 無保険 も違反点

いままでは道路交通法違反に問われるのみで、行政処分を受けなかった次のような違反も、今後は処分の対象になります。

無車検・無保険(強制保険)は、いずれも違反点六點。車庫代わりに道路を使用した「青空駐車」は二點。夜間の八時間以上の路上駐車が一点。

この四つは車を持つ者の最低の責任で、守れない人は車を持つ資格がないといえるでしょう。

安全運転管理

管理不徹底には

車の使用制限

積載制限の違反やスピード違反も実は使用者の指示であったり、知っていないながら黙認している、といったケースがふえています。

そこで、使用者や安全運転管理者が、運転車に違反を命じたり、故意に意反行為を見逃した場合、その車の使用が制限されることになりました。

事故防止のために運転者ばかりでなく、使用者の側にも安全運転管理を徹底させようというものです。


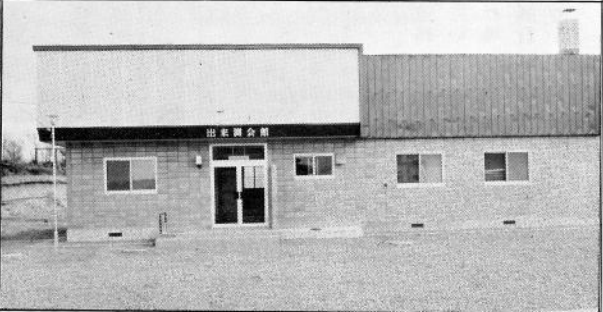
使用者の黙認、見逃し行為がもとで、運転者が無免許、無資格、酒酔い、麻薬運転で検挙されると、それだけでその車の使用が禁止されます。

また、過労運転、酒気帯び運転の場合は二回、スピード違反、積載制限違反の場合は三回検挙されると、その車は使用禁止になります。

使用禁止の期間は、六カ月以内。運転禁止のマークが車に張られます。

改正法の要点などをよく知り、違反のないようにしましょう。

53年度 しかべの動き

大岩生活改善センター	出 来 潤 会 館
	
念願の会館！	新たな顔

一 般 会 計 の 状 況

収入の部

191,466	千円	村 税
4,306		地方譲与税
4,646		娯楽施設利用税金交付
4,557		自動車取得税交付
0		国庫補助金等交付
291,376		地方交付税
0		交通安全対策特別交付金
10,911		使用料及び手数料
45,048		国庫支出金
7,809		道支出金
10,480		財産収入
2,100		寄附金
0		繰入金
0		繰越金
37,797		諸収入
0		村 債

610,496

計

支出の部

議 会 費	14,020
総 務 費	83,852
民 生 費	58,739
衛 生 費	20,947
労 働 費	58
農林水産業費	44,366
商 工 費	9,576
土 木 費	73,140
消 防 費	40,843
教 育 費	107,943
災害復旧費	9,613
公 債 費	33,621
諸 支 出 金	74
予 備 費	0

計

496,792

予算に対する収入割合50.3%

予算に対する支出割合40.9%

53年度事業の説明

(主な事業)

事業名	金額	事業名	金額
ゴミ捨場新設事業	6,000 <small>千円</small>	並型漁礁設置事業	5,130 <small>千円</small>
漁貝類捨場設置事業	1,000	雑草駆除事業	7,500
大岩生活改善センター建設事業	22,495	村民公園整備事業	8,000
出来潤会館建設事業	16,380	村道整備事業(11本)	40,468
船揚場新設事業	5,225	村道出来潤道路整備事業	39,900
船揚場補修事業	3,891	給食センター建設事業	103,338
投石(自然石)事業	8,475	船揚場災害復旧事業	4,980

(予定見込額を含む)

特別会計の概要

収入の部

支出の部

国 保 会 計

28,103 <small>千円</small>	国民健康保険税	総務費	4,308 <small>千円</small>
1	使用料及手数料	保険給付費	76,799
59,817	国庫支出金	保険施設費	0
110	財産収入	公債費	0
0	繰入金	諸支出金	0
0	繰越金	予備費	0
639	諸収入		
88,670	計	計	81,107

水 道 会 計

19,257 <small>千円</small>	収益的収入	収益的支出	12,407 <small>千円</small>
(19,224)	営業収益	営業費用	(9,284)
(33)	営業外収益	営業外費用	(3,123)
939	前年度末収金	支本的支出	40,729
3,429	繰越金	建設改良費	(38,089)
		企業債償還金	(1,140)
		他会計長期借入金償還金	(1,500)
23,625	計	計	53,136
30,000	一時運用金		

ミ ン ク 会 計

59 <small>千円</small>	財産収入	飼育費	32,772 <small>千円</small>
0	分負担金及金	公債費	0
0	及び手数料	諸支出金	0
6,233	繰越金	予備費	0
2,064	諸収入		
8,356	計	計	32,772
27,000	一時運用金		

新入学児を
紹介します

来年新入学の児童は

全村で127名

来年四月に、鹿部小学校に入
する児童の名簿ができました。

入学対象児童は、昭和四十七
年四月二日から昭和四十八年四月一
日までに生まれたお子さんです。
あなたのお子さんが、名簿から
もれていたり、名前や住所が違っ
ていましたら早めに教育委員会へ
(電話三二二四番)連絡ください。

大岩地区

- 瓜田 雄一 健祐
- 工藤 雪子 忠一
- 熊川 光春 敏一
- 佐藤 孝行 藏
- 佐藤 貢 安治
- 佐藤 雅紀 隆則
- 佐藤 節子 義秋
- 福地ゆかり 昭
- 榊谷 有加 一二
- 盛田匡紀子 安一
- 柳沢 光幸 兼夫
- 吉田 和之 昭義

鹿部地区

- 岩井位知子 一雄
- 川村 貴幸 幸嘉
- 酒井 雅文 ミエ子
- 佐藤 憲幸 一夫
- 佐藤 和之 忠久
- 佐藤 健二 忠久
- 下条真理子 一雄
- 竹ヶ原公樹 公勝
- 庭田 昌輝 信一
- 能代 貴之 順一
- 原田光佐子 浅夫
- 挽野ヒロミ 祝雄
- 松本 真澄 黄吉
- 三浦 恵三 一雄
- 皆川 貴宏 哲儀
- 武藤 大史 勉
- 村上 伸三 信子
- 柳沢 成雄 時雄
- 柳沢 真美 松雄

宮浜地区

- 柳沢 里佳 光秋
- 山科 敦子 一明
- 山本 恵 修一
- 阿部 英樹 勝彦
- 石垣 宏 武範
- 伊藤 順子 忠光
- 江崎 学 清隆
- 大沢 輝明 喜代次
- 川口 裕美 正義
- 川口 昌子 島男
- 金沢八千代 一男
- 草刈 朋子 宗晴
- 工藤 直美 繁春
- 小玉 浩之 日本
- 小林 聖子 勲
- 酒井久美子 富雄
- 佐々木麻希子 彰
- 佐藤真奈美 良一
- 佐藤千恵子 秀雄
- 佐藤 香 秀男
- 佐藤 大希 照男
- 三宮 久幸 慎俊
- 高田 彰子 利幸
- 高田 大樹 弘之
- 高村 智子 貞昭
- 竹駒 哲也 順一
- 竹部 健之 和生
- 館山 隆造 ユキ
- 種崎 俊 繁雄
- 田村 勝則 清司
- 中野 昭彦 勝雄
- 中野 郁子 敏春
- 中村さちよ 隆美

本別地区

- 中村 勇一 勇
- 西川 道明 信良
- 西浜 洋介 雄二
- 福地 大聖 正雪
- 福地 幸成 俊昭
- 藤森美知子 進
- 古城いづみ 保己
- 古沢 誠 茂
- 松平 尚美 清数
- 松本 豊樹 豊光
- 三島 拓也 知
- 道場 真一 登
- 三谷 大樹 克彦
- 村田 智広 好美
- 盛田奈津江 誠
- 盛田 晃広 哲也
- 柳沢由美子 兼利
- 山上 吉樹 照子
- 山内 孝幸 策三
- 吉川 強寿 寿男
- 渡辺 誠 正勝
- 和野 白美 正広
- 荒町 陽子 司一
- 伊藤 毅宝 正和
- 伊藤 巧 庄次
- 伊藤 清文 清一
- 政坂 文淳 常治
- 浦 英仁 梅吉
- 小笠原美帆 康藏
- 加賀谷早苗 隆
- 釜沢 純子 芳春
- 釜沢幸緒利 武彦
- 木村 幸弘 正光

- 小石 泰良 和夫
- 小林 一枝 勝昭
- 下山 順子 幸子
- 下山 貴之 清一
- 高野 紀行 清一
- 高橋 清美 長市
- 高本 美 吉弘
- 高本 竜二 昭男
- 種崎 保 繁
- 種崎 淳史 利男
- 津田有希子 豊治
- 中島 敏行 進
- 中村 昇嗣 宣雄
- 中村 恵子 道昭
- 中村 明美 昭八
- 西村 文夫 栄次郎
- 野田 国明 勝治
- 平井 勝昭 常昭
- 平井 広道 政司
- 平井 恵美 正義
- 平井真知代 隆男
- 藤田 和志 寿弥
- 松川 晃 光春
- 松本 匡昭 日出男
- 松本 広美 勝弘
- 三谷 弘樹 国守
- 村田佳智子 昇
- 村林留美子 邦雄
- 山口 京子 倉夫
- 米本 誠 勲

男子 七十三名
女子 五十四名

乳幼児医療費の

助成が

拡大されました!

すでの皆さんご承知のとおり、昭和54年1月1日より乳幼児医療費の助成が拡大されることになりました。

今まで3才未満の子供が病院にかかった時に支払った医療費は全額還付されておりましたが、更にこの制度に3才以上6才未満の子供の入院(外来は助成されませんが)に対して助成することになりました。来年の1月1日より実施されますので3才以上6才未満の子供を持つお母さん方、もし子供が入院した場合はすぐ役場民生課に連絡下さい。入院する都度受給者証を交付いたします。わからないことがありましたら役場へ電話下さるようお願いいたします。

冬季(一月から三ヶ月ないし六ヶ月就労)道外出稼現地職業相談会の開催

例年、東京都・神奈川県・埼玉・千葉・愛知の各県に対する冬季間(一月から三ヶ月ないし六ヶ月就労)の出稼現地集団選考会を本年度も下記により開催することとしましたので、就労ご希望の方は、当日会場へおこしの上ご相談下さ

るようお知らせします。

記

一、日時

昭和五十四年一月十二日(金)
午前九時～午後四時

二、会場

函館市新川町二九一―五
パークホテル会議室(旧大分軒ホテル)電話二三一〇―二二八

電話のじょうずな使い方

▽呼出音は十回位待ちましよう△

最近の電話のかけ方について調べてみたところ、相手が出ないうちに切ってしまうことが多くなっております。

- ◎仕事場においてベルを聞きいそいで駆けつけたら・・・ブツン
- ◎電話かなと思いついでおきて来る間に・・・ブツン
- ◎水仕事の手をふきふき来ると・・・ブツン

こんな経験はみなさんお持ちでしょう。

ブツンと切られた人は「どこから掛つたのだろう」「急用ではなかったのか」「何かあったのではないか」といろいろな考えをめぐらします。あと、二・三回待たばお話し合いができて商談がまとまったかも知れません。「相手の声聞きこえるのを待つ」

このような気持ちで、電話をご利用いただきたいと思います。

ダイヤルは

メモを見ながら正確に。

みなさんがおかけになる電話で十回のうち三回はダイヤル途中でやめてしまふ、かけ損じ通話です。そのおもた原因は、

- ▲ダイヤル途中で番号を忘れた。
- ▲番号を間違つてダイヤル途中でやめてしまつた。
- ▲ダイヤル途中で番号を忘れた。

ダイヤルミスの中に、相手から電話がかかっているかも知れません。カンや記憶にたよることなく、電話帳や書抜帳で番号をお確かめになり、メモを取り正しいダイヤルを心がけて下さい。

――南茅部電報電話局――

国民健康保険

高額療養費貸付制度

この度、道内の国保加入者で医療費が高額なため、医療機関への一部負担金の支払いが困難な方々に対し、安心して適切な医療が受けられるよう必要な資金を貸付けする高額療養費貸付事業を北海道国民健康保険団体連合会が、道から財政援助を受け、全道一円に十月一日から行っていますので、その内容についてお知らせします。

- ◎貸付対象者 道内の市町村及び北海道知事の設立認可を受けた国保組合の国保加入者で、高額療養費の支給を受けることができる世帯主(又は組合員)のうち、次に該当する方。
 - 所得税が課税されない世帯。
 - その他、医療費が著しく高額である等、特別な理由がある方。
- ◎貸付額 高額療養費支給見込額の九〇パーセント以内。ただし、その金額が一万円以上であること。
- ◎貸付利息 無利息
- ◎償還時期及び方法 高額療養費の支給時に支給される高額療養費のうち、貸付けを受けた額の受領を国保団体連合会理事長に委任することにより償還します。
- ◎資金使途 医療費の一部負担金支払資金。
- ◎貸付手続 貸付申込みは、市町村及び国保組合で受け付けます。手続に必要なものは、医療機関からの請求書、被保険者証、印鑑。
- ◎貸付方法 貸付申請は、市町村国保組合を経由して国保団体連合会に対して行われ、貸付決定がされると直ちに借受者が指定する金融機関口座に振り込まれます。
- ◎実施期間 昭和五十三年度月一日から受け付けております。

▶あなたは滞納してませんか◀

“固定資産税” “村道民税”
“軽自動車税” 納期過ぎる

12月は保険税(7期分)の納期です。



歳末防犯のお知らせ

今年も歳末となりましたが、この時期には盗難や各種事件事故が増える傾向がありますので、次のことに注意しましょう。

- ちよつとの外出でも必ず戸締りをしましょう。
- 外出するときは、隣近所に用心をお願いしましょう。
- ハンドバック等は、車の通らない方の手に持ちましょう。



歳末犯罪の防止

道末一家 工藤恒美



- 大金を持ったまま、途中で買物をしたり、寄り道をしないようにしましょう。
- 怪しいと思ったら、すぐ、一〇番をしましょう。
- ことも一人で買物や、友人と連れ立って目的のない外出は、させないようにしましょう。
- シンナー、ボンド遊びは、やめさせましょう。

- ◇ おでかけは、ひと声かけてカギかけて
- ◇ 犯罪をふせいで送ろう

札幌に 労災年金相談所が 開設されました。

電話でも手紙でも結構です、ご遠慮なくお問合せ下さい。

財団法人 労災年金福祉協会

札幌労災年金相談所
《所在地》
札幌市北区北七条西二丁目
北ビル五階

☎(〇一一)七二一〇〇六六

※札幌駅北口より右手前のたぐきんの入っているビル。

◎相談事項

労災保険から年金を支給されている方およびそのご家族の方々等について

一、労災年金額等についてのご相談

二、生活上の法律問題についての相談

三、健康・医療等、保険施設のご相談

四、その他生活上、おなやみについてのご相談

○秘密厳守、相談はいつさい無料です。

どうぞお気軽におたずね下さい。

ありがとう

ございます

よろこび

かなしみ

盛田嘉治氏より病氣全快祝いを廃して、社会福祉協議会に五万五千円を寄附されました。

鹿部村婦人団体連絡協議会より社会福祉協議会に、文化祭バザー益金三万円を寄附されました。

鹿部村青年団体協議会より社会福祉協議会に、文化祭喫茶店益金五千円を寄附されました。

湧水園(丸中商事(株)函館営業所)より社会福祉協議会に、めぐまれない人々のために、一万六千三百八十円を寄附されました。

宮本利明氏より宮浜児童館に、スリッパ四十足を寄附されました。

☆おたんじょう

おめでとう

原田 導昇 康志 鹿部
三谷由樹子 克彦 宮浜

佐藤 智則 光雄
荒町 純子 行雄
高橋 孝 光幸 本別

★おくやみ
藤田 重藏 五九歳 宮浜
大沢 こん 七六歳

村の人口

()は前回比です。
(53.10.31現在)

世帯数	1,215世帯 (+2)
総人口	4,994人 (-3)
男	2,505人 (0)
女	2,489人 (-3)

よいお年を
お迎えください